

千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業業務委託

仕様書

1 目的

児童福祉法第19条の22の規定に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対して、療養及び介護者の支援、相互交流及び就職の取組並びにその他の自立支援の事業を行うことを目的とする。

2 委託業務名

千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業

3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の基本事項

(1) 安定的な業務履行

受託者は、本委託業務に従事する者に適切な研修を行い、適切に人員を配置し、本委託業務を円滑に処理するための体制を確立し、本委託業務を安定して履行すること。

(2) 連絡調整が可能な体制

受託者は、県との連絡調整が十分可能な体制を確立すること。

(3) 適正な業務運営

- ・受託者は、関係法令等を遵守し、適正な業務運営に努めること。また、県が職務遂行上遵守しなければならない規則、規程等については、本委託業務の従事者においても同様に遵守すること。
- ・受託者は、小児慢性特定疾病児童等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取扱いをしてはならない。
- ・受託者は、医療機関及び保健、医療、福祉及び教育等の関係機関との連携を密にし、協力体制の確立に努めること。
- ・受託者は、千葉県在住（千葉市・船橋市・柏市を除く）の小児慢性特定疾病児童等及びその家族等を対象とし、対象者の利便性に配慮した事業実施すること。
- ・受託者は、参加者の安全性を確保する為、対面で行う事業の場合は、医師・看護師等の医療従事者を配置することとし、急変時等の対応について予め備えておくこと。
- ・受託者は、感染症の拡大などにより、対面での実施に影響を及ぼす可能性がある場合には、オンラインで実施できるようにするなど、事業の遂行に当たり必要な措置を図るとともに、事前に県と協議を行うこと。

(4) 業務分析

本事業の実施を通じて、小児慢性特定疾病児童等やその家族が持つ様々なニーズについて分析を行い、その結果を県に報告すること。

5 委託業務内容

(1) 具体的事業

上記1に掲げる目的を達成するため、小児慢性特定疾病児童等を対象とした相互交流事業、就職支援事業、介護者支援事業、その他自立支援事業の4事業全てにおいて企画・実施の業務を実施する。

なお、実施にあっては、以下の点に留意すること。

- ・小児慢性特定疾病児童等の社会性の涵養の観点から、疾患特性の考慮や安全面の確保を図りながら、交流型・体験型の事業を基本として実施するものとする。
- ・県全域を対象とした事業実施を基本とし、参加者にとっての利便性を確保すること。一方で、居住する地域にかかわらず、偏りなく支援を受けられる機会を提供する観点から、開催地域を偏らせず、県下幅広く検討すること。
- ・下記内容に掲げる事業の他、本事業の目的を達成するために有効なその他の提案を加えることができる。

ア 相互交流事業

- ・小児慢性特定疾病児童等が、相互に交流し情報交換できる機会を通じて、コミュニケーション能力の向上、社会性の涵養のため、疾病、年齢、発達等にあわせた体験等を企画・実施すること。
- ・対象者は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に在住の小児慢性特定疾病児童等とする。
- ・実施時期は、小児慢性特定疾病児童等が参加しやすい時期とし、年1回以上企画・実施すること。
- ・詳細は、県と協議の上決定すること。

イ 就職支援事業

- ・小児慢性特定疾病児童等の自立と社会参加の一層の推進を図るため、疾病特性を含めた個別性に配慮し、就職に向けたスキルの習得等に向けて、継続性のある事業の企画・実施をすること。
- ・対象者は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に在住の小児慢性特定疾病児童等とする。
- ・実施時期は、小児慢性特定疾病児童等が参加しやすい時期とし、年1回以上企画・実施すること。
- ・詳細は、県と協議の上決定すること。

ウ 介護者支援事業

- ・小児慢性特定疾病児童等の介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることため、介護者である保護者、療育者、小児慢性特定疾病児童等のきょうだい等の心理的社会的なニーズに合った企画・実施をすること。
- ・対象者は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に在住の小児慢性特定疾病児童等の保護者や療育者、きょうだい等とする。
- ・実施時期は、対象者が参加しやすい時期とし、年1回以上企画・実施すること。

- ・詳細は、県と協議の上決定すること。

エ その他自立支援事業

- ・疾病の治療等による、学校生活や社会活動等の制限から生じる学習の遅れや、社会性の獲得の機会の減少に対応するため、アからウまでに掲げる事業以外の必要な事業（学習支援等）の企画・実施をすること。
- ・対象者は、千葉県（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に在住の小児慢性特定疾病児童等とする。
- ・実施時期は、小児慢性特定疾病児童等が参加しやすい時期とし、年1回以上企画・実施すること。
- ・詳細は、県と協議の上決定すること。

(2) 情報発信、情報提供

上記事業の開催に当たっては、リーフレット等を作成し、対象者や小児慢性特定疾病児童等を支援する関係機関に広く周知すること。

また、受託者が備えるホームページやSNS等を活用して情報発信を行うこと。

併せて、本県の県型保健所が開催する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関するイベント等の開催周知に協力すること。

(3) 関係会議等への参加

千葉県慢性疾病児童等地域支援協議会や、千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援員相談支援事業において開催される連絡会議等、本県の小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に係る会議等へ、県の要請に応じて参加すること。

6 事業計画書の提出

受託者は、委託事業を計画的かつ迅速に実施するため、「令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業実施計画書」（様式第1号）を作成し、契約締結後速やかに県に提出すること。

なお、提出後に計画変更が生じた場合は、あらかじめその内容について変更後の当該計画書を添え、県と協議すること。

7 事業報告書の提出

受託者は、委託事業の委託期間を終了したときは、「令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業実績報告書」（様式第2号）を県に提出しなければならない。

なお、受託者は、業務報告を求めた場合、県が指定する方法により報告すること。

8 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・

翻案権等）及び第28号（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、すべて県に無償で譲渡するものとする。

- (2) 成果物について、受託者その他第三者が著作権者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、県及び県の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は業務委託料に含むものとする。
- (4) 県は、成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、県の了解のもとに、成果物を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行に当たり受託者が独自に作成した著作物も成果物として県に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

9 台帳等の管理

- ・参加者の台帳を作成し、当該事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、これを適切に管理すること。
- ・職員、設備、備品及び会計等その他の業務に必要な台帳について、当該事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間は、これを適切に管理すること。
- ・県は、受託者の委託業務の処理状況について調査し、又は受託者に対し必要な資料等の提出を求めることができるとともに、委託業務の処理について、受託者に意見を述べるものとする。

10 その他事業実施に当たっての留意事項

(1) トラブルの防止

受託者及び受託者が雇用する業務従事者は、委託業務の実施に際して、参加者、医療機関、関係機関等との間にトラブルが発生しないよう十分注意する。万一トラブルが発生した場合には、受託者の責任において誠意をもって解決を図るとともに、速やかに県へ報告すること。

(2) 再委託の禁止

原則として、本件委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承認を得た場合は、この限りではない。

(3) 業務上知り得た個人情報等の秘密保持

個人情報については、契約書別添「個人情報保護に関する特記事項」に基づき取り扱う。

また、受託者は、委託業務の履行に際し、委託業務の内容及び委託業務の遂行上知り得た事項について、県の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(4) 参加者、関係機関等へメールで連絡する場合の留意点

利用者や参加者、関係機関等へ連絡する際は、誤送信のないように宛先・アドレス等を確認するとともに、一度に複数名宛てメールを送信（以下、「一斉メール」という。）

する場合は、必ず2名以上でBCCを使用しているかダブルチェックを行う等、個人情報
を漏洩しないよう細心の注意を払うこと。

なお、一斉メールを使用する際には、別途指定する委託担当者にもBCCを使用して
送信すること。

(5) 緊急時の措置

災害発生等の緊急時においても、受託者は、利用者や参加者等の安全確保と委託業務
の遂行に努めること。

なお、防災備品等が必要な場合には、受託者の負担において調達・管理すること。

(6) 契約事項の順守及び事業計画の変更

契約書及び本仕様書に定められている事項を遵守する。

受託者は業務内容に関して疑義が生じた場合は、その都度県と打合せを行い、その
指示に従うこと。

なお、利用状況、利用者や参加者からのニーズ等により、事業計画書の内容を変更す
ることが必要な場合は、事前に県と協議すること。

(7) 委託業務の対象経費

委託料は以下の対象経費以外に使用してはならない。

報酬、諸謝金、給料、職員手当、旅費、需用費（消耗品費）、役務費（通信運搬費）、委
託料、備品購入費、使用料及び賃借料

11 資料の収集

業務の遂行上、必要な資料については、受託者の責任において収集すること。

12 協議事項等

この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、千葉県財務規則
に基づくほか、県と受託者とが協議して決定すること。

様式第1号

令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業実施計画書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名 称

(管理者等、職、氏名)

令和8年4月 日契約に係る令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業委託契約書別添第6条の規定により、次のとおり提出します。

1 企画担当者の設置

職種	所属	氏名	連絡先

2 事業の企画・開催について

(1) 相互交流事業の開催

内容	開催予定月	開催場所	研修対象者

(2) 就職支援事業の開催

内容	開催予定月	開催場所	研修対象者

(3) 介護支援事業の開催

内容	開催予定月	開催場所	研修対象者

(4) その他自立支援事業の開催

内容	開催予定月	開催場所	研修対象者

3 情報提供等

時期	内容

様式第2号

令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業実績報告書

年 月 日

千葉県知事 様

所在地

名 称

(管理者等、職、氏名)

令和8年 月 日契約に係る令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業委託契約書別添第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

- 1 精算額 金 円
- 2 精算額調書 (別紙1)
- 3 精算額内訳 (別紙2)
- 4 事業実績報告書 (別紙3)

別紙 1

令和 8 年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業精算額調書

(単位：円)

① 総事業費	② 寄付金、その他の収入	(①－②) 差引額	③ 事業所要額	④ 受入済額	(③－④) 差引額

別紙2

精算額内訳

項 目	支出済額	積算内訳
企画担当者人件費	円	
相互交流事業	円	
就職支援事業	円	
介護者支援事業	円	
その他自立支援事業	円	
情報提供	円	
計	円	

項目ごとに、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料等の支出額及び内訳を記載すること。

別紙3

令和8年度千葉県小児慢性特定疾病を持つ子どもと家族への支援事業実績報告書

1 企画担当者の設置

職種	所属	氏名	連絡先

2 事業の企画・開催について

(1) 相互交流事業の開催

① 従事者内訳

事項	配置人員	職種	業務内容
実務者	名 名 名		
事務職員	名		
その他			
計	名		

② 事業内容等

開催日時	対象者	参加者数等	内容等
【年月日】 令和 年 月 日 【時間】 時 分～ 時 分		市 名	【内容】 【開催場所】 【結果及び評価】

(2) 就職支援事業の開催

① 従事者内訳

事 項	配置人員	職 種	業 務 内 容
実務者	名 名 名		
事務職員	名		
その他			
計	名		

② 事業内容等

開催日時	対象者	参加者数 等	内容等
【年月日】 令和 年 月 日 【時間】 時 分～ 時 分		市 名	【内容】 【開催場所】 【結果及び評価】

(3) 介護者支援事業の開催

① 従事者内訳

事 項	配置人員	職 種	業 務 内 容
実務者	名 名 名		
事務職員	名		
その他			
計	名		

② 事業内容等

開催日時	対象者	参加者数等	内容等
【年月日】 令和 年 月 日 【時間】 時 分～ 時 分		市名	【内容】 【開催場所】 【結果及び評価】

(4) その他自立支援事業の開催

① 従事者内訳

事項	配置人員	職種	業務内容
実務者	名 名 名		
事務職員	名		
その他			
計	名		

② 事業内容等

開催日時	対象者	参加者数等	内容等
【年月日】 令和 年 月 日 【時間】 時 分～ 時 分		市名	【内容】 【開催場所】 【結果及び評価】

3 情報提供等

時期	内容

4 関係する会議等への参加

会議等内容	開催予定月	開催場所	備考